

ENEOS株式会社及びMULエナジーインベストメント株式会社
「(仮称) 山形尾花沢風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和3年7月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 山形尾花沢風力発電事業環境影響評価方法書について、ENEOS株式会社及びMULエナジーインベストメント株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、山形県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山形県尾花沢市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大17,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年10月14日
環境大臣意見受理	令和2年12月22日
経済産業大臣意見発出	令和2年12月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月29日
住民意見の概要等受理	令和3年 4月30日
山形県知事意見受理	令和3年 6月29日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 7月20日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742(直通)

ENEOS株式会社及びMULエネルギーインベストメント株式会社
「(仮称) 山形尾花沢風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の実施により、水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、文献等からヤマネの生息の可能性があることから、生息確認のための巣箱調査の実施を検討すること。
3. 典型性注目種の餌資源調査に当たっては、定量的な評価となるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(山形県知事からの意見書の写しを添付)